

平成23年 第2回臨時会

浪江町議会会議録

平成23年8月18日 開会

平成23年8月18日 閉会

浪江町議会

平成23年第2回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（8月18日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第42号から議案第43号一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
閉会の宣告	23

浪江町告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成23年8月11日

浪江町長 馬場 有

1 期 日 平成23年8月18日（木） 午前9時

2 場 所 福島県二本松本町1丁目60番地2
安達地方広域行政組合 自治センター

3 付議事件

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- (2) 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（20名）

1 番	愛 澤	格 君	2 番	山 崎	博 文 君
3 番	山 本 幸一 郎 君		4 番	山 崎	博 文 君
5 番	若 月 芳 則 君		6 番	山 崎	博 文 君
7 番	渡 邊 文 星 君		8 番	山 崎	博 文 君
9 番	橋 爪 光 雄 君		10 番	山 崎	博 文 君
11 番	渡 部 貞 信 君		12 番	山 崎	博 文 君
13 番	佐 藤 文 子 君		14 番	山 崎	博 文 君
15 番	佐々木 恵 寿 君		16 番	山 崎	博 文 君
17 番	勝 山 一 美 君		18 番	山 崎	博 文 君
19 番	佐々木 英 夫 君		20 番	山 崎	博 文 君

不応招議員（0名）

第 2 回 臨 時 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 3 年第 2 回浪江町議会臨時会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 3 年 8 月 1 8 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 4 2 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 4 議案第 4 3 号 平成 2 3 年度浪江町一般会計補正予算
(第 3 号)

出席議員（17名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一君
7番	渡邊	文星君	9番	橋爪	光雄君
10番	田尻	良作君	12番	鈴木	辰行君
14番	紺野	榮重君	15番	佐々木	恵寿君
16番	小黒	敬三君	17番	勝山	一美君
18番	三瓶	宝次君	19番	佐々木	英夫君
20番	馬場	績君			

欠席議員（3名）

8番	泉田	重章君	11番	渡部	貞信君
13番	佐藤	文子君			

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場 有君	副町長	上野 晋平君
教育長	畠山 熙一郎君	総務課長兼会計管理者	根岸 弘正君
企画調整課長	谷田 謙一君	住民生活課長	植田 和夫君
産業振興課長	高倉 敏勝君	福祉こども課長	木村 潔君
教育総務課長	屋中 茂夫君	健康保険課長兼津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野 則夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口 勝美	書記	瀧 美佐江
書記	鈴木 清水		

◎開会の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は17人であります。
定足数に達しておりますので、平成23年第2回浪江町議会臨時会を開会いたします。
なお、8番、泉田重章議員、11番、渡部貞信君、13番、佐藤文子君から欠席する旨の届出が提出されております。
(午前 9時00分)

◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、7番 渡邊文星君、9番 橋爪光雄君、10番 田尻良作君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

◎議案第42号から議案第43号一括上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） お諮りいたします。
8月16日、議運の協議の結果、常任委員会の審査が必要ではないかとのことで、上程後、常任委員会を開催するため、日程第3、議案第42号から日程第4、議案第43号までを一括議題としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第3、議案第42号から日程第4、議案第43号までを一括議題といたします。

日程第3、議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正により、弔慰金の支給対象となる遺族の範囲、兄弟、姉妹が加えられたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明をいたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは議案第42号資料、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

第4条第1項第1号であります。括弧書きとしまして、「(兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。)」を追加するものであります。これは第3号にいきまして兄弟姉妹が入っているということでの改正でございます。

第3号といたしまして、「死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時そのものと同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）がいるときは、その兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。」ということで、災害弔慰金の支給範囲について、兄弟姉妹が入ったということで今回兄弟姉妹を追加するものでございます。

附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害に係る災害弔慰金について適用するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第43号、平成23年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第43号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災による原発事故の長期化に対応するため、

個人線量計及びサーベイメーター等の整備や放射線量低減化事業等を実施するため、歳入歳出それぞれ8,134万5,000円を補正増するものであります。歳入の主なものは、線量計等緊急整備支援事業費補助金2,505万8,000円、線量低減化活動支援事業費補助金100万円、普通地方交付税8,476万6,000円などであります。

歳出の主なものは、電子式線量計、サーベイメーター補助金、高圧洗浄機購入費2,516万5,000円、バッジ式線量計借上料215万8,000円、さらには災害救助事務執行に伴う公務郵便料、コピー使用料、電話料等、不足額について補正増するものであります。

詳細については、総務課長から説明いたします。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。7ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でありますけれども、款9地方特例交付金であります。今回の補正額799万4,000円の減額であります。これは児童手当及び子ども手当に係る特例交付金の減額減によるものでございます。

款10地方交付税、今回補正額が8,476万6,000円であります。これは普通交付税ということで、普通交付税の追加によるものでございます。普通交付税の平成23年度交付決定額が24億6,676万6,000円となります。対前年度比で1.9%増ということでございます。

次に款15県支出金、項2県補助金であります。衛生費県補助金の1保健衛生費県補助金ということで100万円。これは線量低減化活動支援事業補助金でございます。2の母子衛生費県補助金、線量計等緊急整備支援事業費補助金であります。これはバッジ式の線量計あるいは電子線量計等の補助金でございます。

款20諸収入の雑入でありますけれども、257万9,000円の補正増であります。大きなものはコミュニティー助成事業交付金ということで190万円、これは請戸芸能保存会の補助金であります。

次に8ページになります。款21町債であります。臨時財政対策債、今回補正額が2,406万4,000円ということであります。交付税決定に伴って減額となっております。対前年度比で23.5%の減額ということで、交付税と臨時財政対策債を合わせた交付額につきましては、合計で前年度比2.4%の減となります。

次に歳出でありますけれども、款2総務費、目6企画費であります19の負担金補助及び交付金198万円、コミュニティー助成事業補助金ということで、これは芸能保存会に対する補助でございます。目24仮設庁舎管理費ということで補正額が2,650万円。内訳としまして、節12で役務費1,200万円、通信運搬費1,000万円、これは電話

代の補正でございます。手数料200万円、これはごみ処理に係る手数料の補正増でございます。14の使用料及び賃借料1,000万円、これは複写機の使用料でございます。15工事請負費450万円、仮庁舎改修工事ということでございますけれども、内訳としましては駐車場の乳剤散布による舗装工事、あるいは第2事務所改修工事等でございます。

次に、款3民生費であります。目8災害救助費、11需用費420万2,000円の補正増であります。総務課分で印刷製本費360万円、これは封筒の印刷製本費代であります。次に12役務費、1,003万6,000円の補正増であります。通信運搬費1,000万円、これは今後の郵便料の補正でございます。

次に10ページになります。節13委託料185万6,000円あります。これは高所枝打作業委託料と学校給食運営委託料、これは第2小学校、第2中学校の学校給食の運営委託料でございます。14の使用料及び賃借料215万8,000円、バッジ式線量計借上料。これは乳児、あるいは高校生等のバッジ式線量計借上料ということでございます。18の備品購入費2,516万5,000円。電子式線量計につきましては200台を予定しております。サーベイメーターにつきましては50台を予定しております。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正であります。臨時財政対策債、補正前の限度額が4億円。補正後が3億7,593万6,000円の補正でございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑は後ほど行います。

○議長（吉田数博君） ここで委員会質疑のため暫時休議といたします。

（午前 9時12分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時00分）

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 何点かお尋ねをしたいと思っております。

まず歳入についてでありますけれども。

[何事か呼ぶ者あり]

○20番（馬場 績君） 大変失礼しました。弔慰金に関する条例の一部改正であります、改正されることは大変好ましいと思います。その際に、弔慰金に該当するかどうか、その判断基準についても、文言上明確でありますけれども、今のところ踏み込んで指摘しておく必要があるのではないかと思います。

改正部分の「同居」についての判断基準。それから「生計を同じくしていた。」だからこの言葉だけで言うとその通りなのだけれども、しからば、「同居」というのは365日同居ということなのかと。生計を同じくしていた者ということについては「生活費の支援をしていた。」とか、さまざまな形で生計を同じくする範疇に入るような形態もあり得るのではないかと。その際に、ここで言っている「同居」の判断基準は何だと。「生計を同じくする者」についての判断基準は何かということを確認しておく必要があるということですので。従ってどういうことなのか、確認しておきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 生計を一にする同居ということでありまして、同居というものは、本来亡くなった方と常に同居していたということだと思います。生計を一にするということは、同居しながら夫婦単位ということで生計は成り立っているのしょうけれども、その中で同居して生計を同じくしていただくということですので、判断というのはいろんな場合もあると思います。それは審査委員会等もありますので、その中での審議となろうかと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） これね、仕方がないと思うんだ私は。したがって、同居については常に同居だと。これは国語的解釈にもならない説明ではないかと思います。常に寝起きを共にしていた者に限るとするのが本当なの。場合によっては、住民票がそこになくても、家族と共に同居という形態もあるだろうし、住民票がそこにあっても同居していないという場合もあると思うのです。個々の事例が千差万別ではないかと思いますけれども、そのところは窓口で混乱のないような説明をしないと、対象者については大変混乱するのではないかと。その意味では生計を同じくするものについても、いろんな考え方が発生すると思います。生計を同じくする者についても、この通りの表現で言えば、あなたはここにいなかったのだから、生計も家のほうではないという判断もできると思うのです。いや私は、家族の生活費の支援をしていたのだと。家族の生活を支えていたの

だという事例だってあるのではないか。そういえば、生計を同じくする者と判断できるのかできないのか。紛争審査会にかかるようなあれこれの問題については、すばっと答えられないとは思うのだけれども、窓口でそういう申告があった際、相談があった際に、基本的な説明はできるというマニュアルみたいなものは置かないと、窓口で対応するそれぞれの職員の考えによって異なるということになれば、混乱をしてしまうということになるのではないか。そういう意味で弔慰金、新たな追加項目に対する基本的な考え方を整理したものを作っておく必要があると思います。どうなさいますか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 義援金の支給もそうですけれども、いろんな場合がございます。同居して住民票がなくても町内にいたという方については現実に支給等もしております。したがって、災害弔慰金につきましても、マニュアルといいますか、ある程度考えられるものについてはマニュアル化していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第42号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第43号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、これより質疑を行います。

2番。

○2番（山崎博文君） 10ページの節14使用料及び賃借料で、バッジ式の線量計の借上料ということでお聞きいたします。確認なんですけれども、先ほど上程の際に対象者は乳児から高校生ままでということ、これは乳児から小、中、高校生ままでと考えてよろしいかということ、その乳児というのは、0歳から学校に上がる前までというようなとらえ方でよろしいのかということがまず1点で、あとそれに対しての対象人数についてお知らせいただきたいと思ひます。

また、そのバッジ式の線量計に関しては、どのような例えば積算のみの線量計なのかということも含めて教えていただきたいと思います。

また18の備品購入費、電子式線量計200台、サーベイメーター50台ということで備品の充実化を図るのには大変必要なことではあると思うのですが、その使用の目的なのですか、例えばきめ細かい線量調査を行うためなのか。それともまた除染作業に当たって線量計を必要とするのか。ちょっとその点についてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではただいまのご質問についてお答えいたします。0歳から6歳、小学校に入っていない子供さんでございまして、それから高校生でございまして、当然県内の高校生とありあえずは対象にした468名でございまして、それから0歳から6歳までが389人。それから小中学生でございましてけれども、これにつきまして、各市町村で配布決定していない市町村がございまして、ちなみに会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、いわき市、会津坂下町の5市町は小中学生には配布しないということでございまして、浪江町内の子供さん193名いらっしゃいます。その方にも配布する。それから妊婦29名、合計で1,079個をこの方々に配布いたします。

その中身でございまして、上のこの線量計の色はバッジ式で簡易的なものでございまして、いわゆる線量が高くないと感知しないんです。そのために、3カ月間に1回業者のほうに、配布したものを回収して線量を測定していただく。そういう計画になっております。それからそのために、例えば、子供さん、妊婦さんがこの線量の値で私の健康はどうなのでしょうという相談があったと。そういった場面については、アドバイザー的なことで津島診療所の先生方がアドバイザーとして対応しているということでございまして、今、医師団、関根先生、手塚先生、西先生、玉井先生、今村先生、佐藤一巳先生がアドバイザーとして皆さんの健康相談に当たることになっております。

それからサーベイメーター50台、それから電子式線量計の200台でございまして、電子式線量計につきましては、全世帯約6,000世帯ございまして、その6,000世帯に対して貸出しをする。1週間毎に貸し出しをいたしまして、線量計の結果を各個人でもって判断していただく。そのために、線量が高い、健康被害、そういったものを含めまして先ほどお話しいたしました子供さん、妊婦の方と同様にアドバイザーの方々に相談に乗っていただくということでござ

います。

それからサーベイメーターによることですが、これは50台の中身もどういうふうにしておくのかということですが、これについても、これについては各箇所、いわゆる仮設住宅が27カ所ほどございます。27カ所を職員の方々で出向いて週1回ぐらい、27カ所測定しております。その後、結果をフォトビジョン、それから広報、ホームページ上に公表していて、今、住んでいる仮設については、こういう状況ということ載せているというのが、サーベイメーター、それから線量計の購入の部分に上げています。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） バッジ式の線量計の借り上げについてなのですが、今後のことを踏まえて、例えば県外にも浪江町民はいるわけですから、今後の方向性として、県外の方にも対象者には貸し出しをするのかということをお聞きしたいと思います。

また、電子式線量計に関して、6,000世帯に貸し出しのための200台ということなのですが、殺到すると思うのですが、その例えばルールづくりとか優先順位等は今、もう既に検討中であるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。県外の対応ですが、県外の全世帯、いわゆる0歳から高校生の世帯、それから妊婦さん、これはすでに周知しておりますので、そういうふうな世帯に対して、希望について通知したいと考えております。希望調査をしまして、希望があった場合に関しては線量計の配布、それからあとガンマ線の電子線量計ですが、これに対しても希望があれば世帯に対して貸し出しをしたいと、これから若干変更になると思いますが、今のところそんな考えでおります。それから200台に殺到するというので、そういった優先順位というのはまだ決めておりません。あくまでも受付されて先着順になるのだろうと考えておりますが、優先順位は今のところ考えておりません。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） まだ考えていないということですが、先ほど申し上げましたように、殺到するはずですので、慎重に進めていただきたいと思います。これは要望です。以上です。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。19番。

○19番（佐々木英夫君） 今、2番議員が質問した中で、妊婦あるいは子供のいる方には優先的にいくことになっています。では、高齢者、

子供も妊婦もいないというところ、全く阻害されるような気がいたします。それで高齢者に対して、あるいは子供のいないところに対しては、どういうふうな配慮をするのか。

そしてまた、全戸に行き渡るような形を取るのではないかと思います。いつ頃までできるのか。実は、立入調査で全部回りましたけれども、線量計をお借りいたしました。福島市内にいてもどんどん目盛りが上がっていくのです。とても不安な思いをしております。とすると、やはり1日も早く全戸にわたるような仕組みをとっていただきたいと思いますが、その件も合わせてご質問いたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 高齢者に対してでございますが、当然全世帯でございますので、高齢者の方々は貸し出しについては対象になるというふうに考えております。

それから、この貸し出しの場所なのですが、いわゆる福島事務所、それから桑折、本宮事務所等々ございます。そちらのほうにこの貸し出しの線量計をおきまして、二本松のところでは借りのではなくて、二本松の市の方々、いわゆる住んでいる方々については、こちらの役場等で対応すると思っております。それから福島事務所、それからそういう事務所のほうですべて対応していきたいと考えております。

高齢者も含めて、すべての全世帯を対象として考えています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 大体時期的にいつ頃まで終わらせるの。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 時期でございますが、今、メーカーさんに問い合わせているのですが、相当に今需要が多くて、供給のバランスが取れていないということでございまして、時期は2カ月ぐらいはかかるのではないかと業者のほうでは話しておりました。

したがって、当然円滑に急ぎ必要ではございますけれども、当然11月から12月ぐらいに貸し出しのほうなるのかなと考えております。

それから線量計については、これは簡易的なもので、結構在庫等々があるということでございますので、これについては9月1日から子供さん、それから妊婦さんのほうに配布をしていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 11月頃までに全戸に行き渡るということであれば、それまで待つていけば間違いないということでしょうか、先

ほどの申し込みについては先着順ということになると、何をもって知らせるのか。パソコンのような形で知らせるのでしょうかけれども、今のところはとってない人もいますよね。メールなんかの連絡等含めて。ですから、なるべくなら平等な方法で。先ほど福島市は福島支所ということですから、我々に知らせてくる段階の方法を、よく平等性を考えてやっていただきたいと思いますのですがどうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 周知方法でございますが、当然、広報それからホームページ、それと自治会の組織実質あります。仮設のですね。そういった自治会の集まり等々もございますので、そちらのほうに回覧、チラシ等々を皆さんに平等に配布できるように、今現在そういった文書等々の作業をやっている状況でございます。

○議長（吉田数博君） ほかに質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 一般会計補正予算（第3号）について、何点かお尋ねいたします。

まず歳入についてでありますけれども、地方交付税8,476万6,000円の補正増になっております。全体では1.9%の増という説明がありました。こういう災害時ですから、交付税が増額されるということは理解できるわけですが、現実には、財政需要額を基準として交付されるということになれば、通常の事業が展開できないという現状では、財政需要額そのものが小さい。したがって、交付税についてもそれを基準にした現在の算定方式では災害時における財政確保は困難ではないかと思うわけでありまして。今回、8,400万円の増額になっておりますけれども、災害時に対応した地方交付税、特例交付金も含めて平成23年度においてどれぐらいの歳入が見込まれるのかということについてお答えいただきたいと思います。

それから冒頭に話しましたけれども、財政需要額が少ない中での財源確保について、国との関係で、どういう財政調整がなされるのか。どういう指針が出てくるのかお答えをいただきたい。

それから、9ページのコミュニティー助成事業補助金についてありますが、近くで約200万円ほど歳出が組まれております。このコミュニティー助成事業の中身について、現在どういう取り組みがなされていて、今後この事業の拡充のためにどういう取り組みを進めていく考えか、お答えをいただきたいと思います。

それから10ページです。19番との関連質問になりますけれども、先ほど19番の佐々木議員の質問は、全町民にバッジ式の線量計を支

給すべきではないかという質問がありましたけれども、課長答弁では全町民に支給するという答弁はされていなかったのではないかと、私は受け止めたのですけれども、改めてバッジ式線量計に対する支給について、整理をしてお答えいただきたいと思います。

それから、18の備品購入費についてでありますけれども、サーベイメーター等については、仮設住宅等の線量測定をやるためだということですから、電子式線量計についても同じような目的で購入されるということなのか。購入目的について、具体活用についてお答えいただきたい。

それからその下、高圧洗浄機の購入でありますけれども、この活用について、この事業の中身についてお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） お答えいたします。

まず地方交付税でありますけれども、御承知のように、地方交付税の中には普通交付税、特別交付税があるわけであります。今回、普通交付税につきましては、人口であるとか、学校の児童生徒数、学校数によって需要額を算定し、その中から税等の収入額を差し引いたものが交付税となっております。

ただ、このたび平成23年度の算定につきましては、需要額につきましても正確な需要額の基礎数値の把握ができないということがあります。また、収入額につきましても、これらの税等をどうするかということの決定がされていなかったということで、これは前年度の数値をもとに算定をされております。1.9%増というのは短期的な増ということもあろうかと思えます。

それに対しまして、特別交付税でありますけれども、これは特別な財政事情があった場合について交付されるものであります。例年12月、2月が特別交付税の交付時期ということになりますけれども、今年度に関しましては災害ということで、4月に5億数千万円の特別交付税をいただいております。今後、これら特別交付税につきましては、いろんな財政需要がありますので、特別な財政需要がありますので、もれなく要望していきたいと考えております。

全体的な財政状況でありますけれども、現在は、固定資産税につきましては、すべて免除になるであろうということでもあります。その他の税についてはこれからの方針を待つものでございますけれども、基本的には今後の精査の収入額ということでもありますので、これについては収支のバランスを保つためには、起債等が必要なのかなど、その場合、歳入欠陥債というものがあるということで、これは交付税で100%見るというものでありますけれども、なかなか借

金はしたくないという気持ちはあります。

しかしながら、財政の収支のバランスが取れない場合については、こういう歳入欠陥債の発行についても、やむを得ないのかなという考えは持っているところであります。

いずれにしましても、当初予算が減少しての当初予算ということでありますので、今、見直しを行うところであります。その収支のバランスを見ながらいろんな状況といいますか、どういう方法がいいのかを考えながら、財政健全化、適正な財政運営を考えていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君） それではコミュニティー助成事業についてお答え申し上げます。

財団法人自治総合センターからの補助でございまして、宝くじの社会貢献普及事業ということで、宝くじの還元事業となっております。

中身なのですが、請戸芸能保存会におきまして田植踊りの衣装一式、これは請戸小学校の4、5、6年生が毎年行っておりまして、田植踊りの衣装一式、さらに獅子舞の衣装一式、獅子頭、幕の新調となっております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではお答えいたします。

全町民にバッジ式の線量計を配布するのかといったことですが、全町民にはバッジ式の線量計は配布いたしません。あくまでも先ほど申しましたように、0歳から高校生まで、それから妊婦さんとなります。

それと電子式線量計はどのように使うのか。先ほど説明したとおり、これについては貸し出し用となります。全世帯に対して貸し出しを行うというのが電子式線量計でございます。

○議長（吉田数博君） 教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君） 最後の質問でございます、高圧洗浄機の事業の内容についてご質問にお答えいたします。

この事業は、県の事業でございまして、将来を担う子供たちが生活空間として主に生活する学校、あるいは通学路こういった所の放射線の低減を図るための新事業でございます。

この事業は事業者が行政区とかあるいはPTAとか子供会とかそういった団体に対しての補助でございます。市町村はその事務を担当するわけですが、1団体当たり50万円という限度額の事業でございます。

今回、補正予算で計上しております高圧洗浄機でございますが、浪江小学校と浪江中学校のほうを予定し、県の方に申請をしております。高圧洗浄機を購入し、学校の雨どいあるいは排水溝、壁、そういった所も高圧洗浄により除染作業を行う予定であります。

また、消耗品の方でも予算化しております。除染作業を行って安全、安心な学校づくりに少しでも努めていきたいと考えております。

1団体当たり約64万円の補助事業でございますが、それに対して県の方から50万円の補助金があります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 最後のほうからそれぞれ再質問をしたいと思いますが、浪江小学校と浪江中学校の洗浄機を買って除染作業をやるということですが、除染作業についてはもちろん基本的な放射線に関する知識、勉強したうえでやりますが、避難されているということも考えて除染作業、除染事業が必要かどうか、この事業体制についてどういう取り組みを考えているのかお答えをいただきたいと思っております。

それから、関連ということになります。これが当該するといえますか、浪江小、浪江中の部分であります。避難してきている浪江町の除染について町長は県なり国とどういう協議をはじめているのか、まったくその段階ではないということであれば調査については現在どこまで進んでいるのか。基礎調査と今後の浪江町の除染計画について長い答弁はおりませんので、計画的なお答えをいただきたいと思っております。

それから、バッジ式線量計については、全町民に対しては貸し出しは考えていないということです。それぞれ町民が既に購入している部分もありますけれども、私はやっぱり1世帯に1台、バッジ式線量計でなくてもいいわけですが、これはやっぱり警戒区域あるいは計画的避難区域という形で避難してきていて、放射線に対する拒否感もあると。その中でやっぱり放射線と向き合うという意味で、いまだどれぐらいの線量は出ているのかと。そういう科学的な判断の材料を自分で確認できるようにするために全戸に支給すべきだと。これはどこの町村でというふうには調べていませんけれども、全戸除染という事業に着手している伊達市とかあるいは南相馬市の一部、そういう取り組みがなされてもいるわけですので、せめて線量計については各家庭に1台。しかも県外に避難されている方も、生活のことも、子供のことも不安でありますけれども、線量計についても非常に放射能汚染についても非常に強い関心を持っていると。東京にいても高いということですから、ぜひ全戸貸し出しとい

うことに踏み切っていただきたいと思います。そこの決断をお聞きしたいと思います。

それから、コミュニティー助成事業であります。これは請戸の芸能保存会、新聞か何かでも私見たような記憶もあるのですけれども、浪江には請戸から津島までそれぞれの伝統芸能があります。浪江の盆踊りも夕べテレビで報道されていましてけれども、町民のきずなを深めるという点でも、伝統芸能を原則保存するということは非常に大事ではないかというふうに思っております。一様に全部ということだけでなく、ほかの事業の補助金というものを確保しながら、浪江町における伝統芸能の原則保存のために一層の取り組みを強化すべきではないかと思っております。今後、どういうふうになされるお考えなのかお聞きしたいと思っております。

それから、財政の問題でありますけれども、総務課長が言うように議論したくないという考え、私は当然だと、本当だと思います。しかし一方では歳入がないと、お金ももつと出ると。町民のきずなを深めるためにもさまざまな取り組みがなされているし、これからも必要だと。総務課長も嘆いているわけだけれども、本当に全町民に広報をお届けするというと、通信費だけでも大変なんだという話をされていまして。そういう意味でもこういう災害時に即応した財源の確保、国はきちんとやるということは当然だと思うんです。気になってどうなっていると聞いたら、何もお答えなされていなかったもので、これといった指針は来ていなかったんです。不足があるとすれば、改めて強調すべきはやっぱり特別立法だと思うんです。避難先が離れている町民、あるいはここに結集している町民との必要な事業展開ができないということがあってはならない。そのためにもお金が必要だと。交付税についても歳入歳出問題があるということですから、特別立法による財源手当てを強く求めていく必要がある。これも町長のほうから、これまでどういう取組みをなされてきて、どういう見解が示されていて、今、双葉郡の町村会、あるいは県、あるいは浪江町としてこういう形でものを申していきたいというお考えがあるとすれば、そのことについてもお答えいただきたい。

以上、これで質問を終わりますので、明快な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 除染計画の件でありますけれども、これは被災を受けた市町村で構成する会議の中で、たびたび放射能問題を解決しないと我々は帰還できないという立場から、政府に対してとにかく除染の技術をはっきり示していただきたい。そしてその線量がど

れだけの線量が安全なのか、数値をはっきりさせていただきたいということで、強く会議のたびに要請しております。きのうあたりも経産省の報告ですと、ロードマップの通達、来年の1月に原発が冷温停止するというような状況になっております。そこから除染をやっていききたいということが前倒しでやっていききたいということもあるようでありますけれども、正確的には来年の1月から除染を始めたい。そういう形で今報告がなされております。

さらに電子式線量計の全戸貸し出しの件ですが、これは精査をして検討してまいりたいと考えております。

さらには、先ほど歳出の件でお話が出ました。郵送料、通信料の件については、総務大臣のほうに意見交換会の中で2、3回お話をいたしまして、議員ご案内のとおりこれは措置していくというような形で回答を得ております。

さらに、議員おただしの特別立法の制定、やはり今の災害救助法、あるいは原賠法では、とても追いつかないところがありますので、福島県と一緒にしまして、特別立法の制定に努めていききたいと、強力に要請をしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは2つお答えいたします。

最初のご質問の除染に関することで、除染という大きな使命はもちろん大事で基本的なことで、きちんとやっていかななくてはなりません。御存じのように除染につきましては、国の指針、方針などが、まだしっかり出ていない段階で、子供たちの放射線の被害を案ずる地域の方々が、周辺の線量点を測ることで自主的に取り組まれたということがきっかけになっていたようです。そういう流れで、県の災害対策本部も、それを一つの下敷きしたような手引きを作りまして、それで以後同じような形で行われていたことから、地域の方々が主体となって実施するというのがモデルとなっているようです。

今、先ほど議員から今後の除染の問題をどうやっていくかのご指摘がございました。非常に大事なことだとは思いますが、ただいま学校の環境整備ということで、9名の方を雇用していただいております。それが9月いっぱいまでということですので、そういった方の参加もいただきながら、進めていこうと考えているところでございます。

それから、コミュニティーづくりと伝統芸能の問題でございますが、非常に大事なご指摘をいただいたというふうに受け止めております。ただ、現在は教育委員会の文化財保護の保存関係でのスタッフがほかの業務に当たっております。大変申し訳ございませんが、

もう少し対応までには時間がかかります。今回、請戸の田植踊りが話題になりました。今度21日、日曜日にアクアマリンふくしまの特設会場で田植踊りの披露がございますが、これも保存会の方といわき地区の有志の方達が取り組まれて実現することができたものです。今後のまちの復興のために伝統芸能を大事にしながら取り組んでまいりたいと思います。

なお、伝承に当たっておられる方々の動きも、まだこれも把握してございませんので、そういうふうな情報の収集にも努めていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

16番。

○16番（小黒敬三君） 所管なんですけれども、議長の許しを得まして質問したいと思います。

7ページの節1保健衛生費県補助金、線量低減化活動支援事業補助金ということで、委員会の方でも説明を受けたのですが、長期戦の事業ということで1事業当たり50万円ということで、実施者が行政区またはPTA、今回の場合は小学校、中学校のPTA活動ということでやるということであります。これも本来ならば国がやるべきで、国がやらないので待っているのではなく本当に子供たちのことを思ってPTAが自主的にやるということだと思っておりますけれども、話はわかるのですが、実際これはPTA活動でやるものかということなんです。あとは除染、はっきり言えば除染活動なので、除染は国が責任を持ってやるということであって、本来ならば議論的に矛盾しているのかなという部分があります。町長答弁で国が本当に1月にならないと動かないような、本当にずるずるしているので、2学期が始まるということでは待ってられないということなんですけれども、これはやはり、浪江町ばかりではなくてほかの学校も含めてですが、これでいいのかということをやはり県に申し入れないと、これは本当にモデル事業という教育長の話ですけれども、こういうことがモデルになっては本来はいけないのではないかとということありますので、これは大体の内容は聞きましたからこれは議会も含めて、当然国に申し入れて行かなくてはいけないと思うので、その国にどうやって申し入れていくのか。現状をどう訴えていくのか。そこのところに関しての答弁をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 今すぐははっきりとした道筋を描くことができませんが、県からも今ご紹介しました対策本部あるいは県災害対策本部の原子力班から来ていただいて指導助言をしていただくこと

が考えられます。それから放射線低減化対応をしたモデル事業という形で紹介していますので、こういったところを参考にすることも考えられます。なお、直接国の文部科学省などに働きかける機会がございますので、そういったときには、ぜひ今のようなお話をお伝えしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 16番。

○16番（小黒敬三君） 最後ですが、実施主体者がどんどんこういった危険なことを下請けに回すようなやり方、県も含めてかなり大事だと思います。そしてまた責任者、県から専門の指導員がアドバイスに来るということですがけれども、これは県の人をやっぱり直接携わっていただきたい。そこは強く言ってください。

以上で終わります。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 先日、8カ町村の電源政策協議会がございまして、もちろん議長も入っております。政府高官の答弁ですと、やはり今議員がおただしの通り、大変P T Aとかあるいは各種団体の主体性を置いていくような話があった。その時に議長も憤りを感じて、私もそれについて憤りを感じて発言をさせていただいたんです。やっぱり国の責任のもとで、国が除染をやっていかないと、いわゆるP T Aとかそれはもちろん一つの助けにはなりますけれども、奉仕作業ではないんですね、除染は。我々が生きるか死ぬかの作業なんです。ですから、国、業者さん等と技術を確立して、これから除染活動ができるということを早く国が示していただかないと困るのです。

したがいまして、私どもはその会議の度に強く要請してまいりますので、議会のほうもひとつご協力をよろしくお願いしたいというふうに考えます。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 先ほど20番議員が指摘していた電子式線量計の各世帯の貸し出しについて、町長答弁で検討するという事なので、それで止めておこうかと思ったのですが、ただ、住民の安全安心に関する件については、6月の定例議会でも同じような論議が私はあったと理解しております。それなのに、今回200台で各世帯に貸し出すと。まったく取り組み、スピード感が全く行政間はないんです。我々は津島、東和支所、そしてこの場所。そして二次避難、今仮設に入ってきているのですが、津島、東和支所に来たときに思いを皆さん思い出してください。あのときは国県がスピード感がない。我々の動きに対してスピード感がない。あれほど皆さんが言っていた

ではないですか。もちろん議会側も一緒です。なのに今回は、またこのように200台しかない。これでは貸し出したといえども、本当に先ほどの健康保険課長ですか、1週間程度。それでは個人が健康の管理は毎日、安全、安心感が全く得られないと思います。1週間程度であれば。やはり自分の健康、住民の健康を世帯別でしっかり管理させるということが重要なことなのです。それで6月議会の際にも、あれほど2、3の議員の方からも訴えられて、それなりの答弁をしたはずなんです。検討するでは町長、だめなんですよ。やはりスピード感をもって行政側も取り組まないと、国県にだけスピード感がない。我々の要求に対してスピード感がないと言っていて、自分たちがいざこういう状況になると、全くスピード感がない対応をしている。お金がないのであれば、財政調整基金を使えばいいじゃないですか。財政調整基金は何のためにあるのですか。災害のために標準財政10%、そのために貯めていたお金ですよ。これは全部使ってもいいんです。災害時ですから。全くその辺の感覚がわからない。お金の使い方、配分の仕方。これはまさに財政調整基金を使って、まず住民の健康、安全安心させるために購入すべきだと私は思います。

それから、その財政調整基金に使ったから、あとその問題についてどうするかというのは東京電力に請求、その他いろんな問題はあとで考えればいいんですよ。まず取り組むことですよ。その内容、全く取り組みの考え方というのは、私はなっていない。はっきり申し上げておきますけれども、本当に住民のことを考えて行政側が取り組んでやってもいいですよ。町長、もうちょっと検討するでもいいですが、これはスピード感を持って次回のときにはきちんともう答えを出すというぐらいの答弁にさせていただきたいと思います。

町長、どう思われますか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 電子式線量計の貸し出しの件については、先ほど20番議員のほうにお答えをしたとおりでありますけれども、今、議員おただしのおりやっぱり今平時ではありません。非常時ですので、スピード感を持って我々も何とか町民の方のニーズに応えていきたいというようなことでやっておりますけれども、今、おただしのおり電子式線量計そのものが、生産がどうだこうだという健康保険課長の話がありました。そういうことで、そういうメーカーとの話、あるいは予算的にどういう予算になるのか。それもありますので、そこを検討しながらできるだけスピード感を持って対処してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたい

と思います。

○議長（吉田数博君） 7番。

○7番（渡邊文星君） 今の答えを受けて私は了解いたします。

やはり住民の健康、特に放射線、我々にとっては初めて経験する問題です。安全というのはある程度、数値化されればある程度町民は理解はできると思います。

しかし、安心については個々的な捉え方、個人個人の捉え方ですから、全くそれによつては違う。そこをやはり行政側としてはくみ取ってやって、町民の健康に対する安全安心をしっかりと取り組んでいただくということをお願いして終わります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第43号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よつて議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもつて本日の会議を閉じます。

これをもつて、平成23年第2回浪江町議会臨時会を閉会といたします。

（午前11時00分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署 名 議 員 渡 邊 文 星

署 名 議 員 橋 爪 光 雄

署 名 議 員 田 尻 良 作